

第6号議案 倫理規程変更案の承認

(1) 倫理規程

本財団では、厳正な倫理に則り公正かつ適正な事業活動を行うために倫理規程（平成30年10月15日施行）を定めているが、より厳格な運用を図るため第4条「私的利益の禁止」規定の対象を「役職員」に「評議員」を加え、第5条「利益相反の防止及び開示」規定を拡充するとともに、「特別の利益を与える行為の禁止」規定を加えるなどの変更を行う。

改正箇所の新旧対照表

変更前	変更後
<p>&lt;前文&gt;～第3条 略</p> <p>(私的利益の禁止) 第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。</p> <p>(利益相反の防止及び開示) 第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。</p> <p>(情報開示及び説明責任) 第6条 略</p> <p>(個人情報保護) 第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。</p> <p>(研鑽) 第8条 この法人の役職員は、民間公益活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。</p>	<p>&lt;前文&gt;～第3条 略</p> <p>(私的利益の禁止) 第4条 この法人の<u>評議員及び</u>役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。</p> <p>(利益相反の防止及び開示) 第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。 <u>2 この法人は、評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならない。</u> <u>3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない</u></p> <p>(情報開示及び説明責任) 第6条 略</p> <p>(特別の利益を与える行為の禁止) <u>第7条 評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。</u></p> <p>(個人情報保護) 第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。</p> <p>(研鑽) 第9条 この法人の役職員は、民間公益活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。</p>

<p>(規程遵守の確保)</p> <p><u>第9条</u> この法人は、必要あるときは委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。</p> <p>(改廃)</p> <p><u>第10条</u> この規程の改廃は、理事会の決議による。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成30年10月15日から施行する。 (平成30年10月15日理事会議決)</p>	<p>(規程遵守の確保)</p> <p><u>第10条</u> この法人は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。</p> <p>(改廃)</p> <p><u>第11条</u> この規程の改廃は、理事会の決議及び評議員会の決議を経て行う。</p> <p><u>附則 (平成30年10月15日)</u></p> <p>この規程は、平成30年10月15日から施行する。 (平成30年10月15日理事会議決)</p> <p><u>附則 (2019年6月 日)</u></p> <p>この規程は、2019年6月 日 から施行する。 (2019年6月4日理事会議決、2019年 6月 日評議員会決議)</p>
---	--